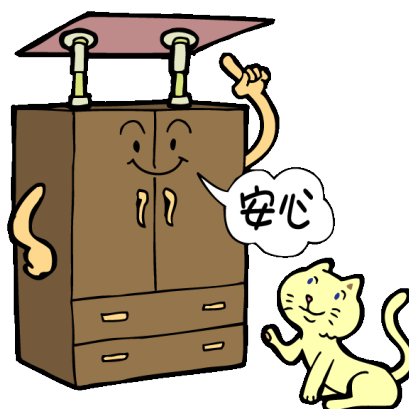


周南市避難行動支援事業 利用の手引き



令和6年3月改訂



周南市 防災危機管理課

目次

1. 事業の背景と目的	1
2. 事業の内容	2
3. 事業の実施手順	3
1 家具転倒防止講座の実施	3
2 事業（家具転倒防止器具設置）の申請	3
(1) 器具の選定	3
(2) 事業の申請	6
(申請書類記載例)	7
3 家具転倒防止器具の設置	10
参考：災害対策基本法（避難行動要支援者関連）	11

1. 事業の背景と目的

<背景>

東日本大震災を契機として、平成 24 年～25 年にかけて、防災対策の礎となる「災害対策基本法」が改正されました。

法の改正に伴い、避難行動要支援者（※）対策として、市の責務として避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられる（災害対策基本法第 49 条の 10）とともに、名簿の個人情報について、名簿対象者本人の同意が得られた場合は、平時の防災対策に活用することを目的として、平時から避難支援関係者等（自主防災組織等）に提供することが可能となりました。（災害対策基本法第 49 条の 11）

これまでは・・・

個人情報保護の観点から、災害発生時等の緊急時を除き、個人情報を関係者に提供することはできませんでした。

※避難行動要支援者とは？

災害時に自力で避難することが困難な方で、市で定めた要件（要介護度・身体障害者手帳等級・世帯要件等）に該当する方を避難行動要支援者の該当者とし、市で作成する避難行動要支援者名簿に登載しました。

名簿の提供後、自主防災組織の方が、名簿を有効に活用して平時からの避難行動要支援者対策に活用できる方法の一つとして、本事業を開始しました。

事業については令和 6 年度末まで実施します。

本事業を、避難行動要支援者と顔の見える環境を構築し、今後の個別計画票の作成等を進める上での 1 つのきっかけとしてご活用ください。

<目的>

○避難行動要支援者を支援する体制づくり（共助）

本事業を通じ、避難行動要支援者と、支援する側の自主防災組織の関係強化を図り、地域ぐるみで避難行動要支援者を支援する体制を作ります。

○家具転倒防止器具の設置推進による、各家庭での耐震対策の普及（自助）

本事業を通じ、各家庭における家具転倒防止器具の設置等の耐震対策を推進します。

2. 事業の内容

周南市防災アドバイザーによる、家具転倒防止講座の実施

各自主防災組織等からの申込みに応じ、家具転倒防止器具の設置方法などの講座を実施します。

講座の参加については、申込みのあった自主防災組織等の地区の方であればどなたでも構いません。

講座を活用して、避難行動要支援者の方で器具設置の支援を希望される場合の器具選定や、各家庭における耐震対策等の参考にして下さい。

「避難行動要支援者名簿」の登載者を対象とした、家具転倒防止器具の設置支援

避難行動要支援者の方を対象として、家具転倒防止器具設置を支援します

○家具転倒防止器具の支給

市であらかじめ指定した器具の中から、1世帯当たり3個まで支給

○家具転倒防止器具の設置

器具の設置にかかる費用を市で負担します。

(注意事項)

- ・本事業は、各対象世帯ごとに1回限り利用可能です。
- ・家具転倒防止器具の設置支援の申請は、各地区の自主防災組織を通じた申請を原則として、避難行動要支援者個人での申請受付は行いません。

(理由)

本事業は、市から各自主防災組織へ避難行動要支援者名簿を提供した後、各組織で名簿を有効活用できるような事業としての位置づけであり、家具転倒防止器具設置の推進とあわせて地域ぐるみで避難行動要支援者対策を進めることを目的としているため、自主防災組織との協働で進める形にしています。

3. 事業の実施手順

1 家具転倒防止講座の実施

自主防災組織より、市へ講座の開催を申し込んでください。

(申込方法)

「周南市防災アドバイザー派遣申込書」に必要事項を記載の上、市防災危機管理課へ申込み下さい。講座への参加は申し込みをされる地区の方であればどなたでも可能です。

(講座の実施内容)

- ・周南市防災アドバイザーによる、家具転倒防止講座の実施
- ・市職員による、避難行動支援事業の申請手順等の事業説明

2 事業（家具転倒防止器具設置）の申請

自主防災組織の方は、地区内の避難行動要支援者の方へ事業の周知協力をお願いします。避難行動要支援者の名簿登載者の方で、器具の支給・設置を希望される方は、自主防災組織の方を通じ、以下の手順で申請をお願いします。

申請にあたり、必要に応じて自主防災組織の方の支援協力をお願いします。

(1) 器具の選定

以下の5種類の家具転倒防止器具の中から、1世帯あたり3個まで選択できます。

同じ器具を複数個等でも構いません。家具転倒防止講座の内容等を参考に、自宅の家具に合った器具を選んでください。

<選択可能な器具>

- ・L字金具
- ・L型固定器具
- ・つっぱり棒式器具（2サイズから選択可）
- ・ストッパー式器具
- ・ベルト式器具（2種類から選択可）

L字金具



設置イメージ



L字金具(JTK-L2) 2個入り1セット アイリスオーヤマ(株)製
家具と壁面をねじ止めして、家具を固定する器具

L型固定器具



設置イメージ

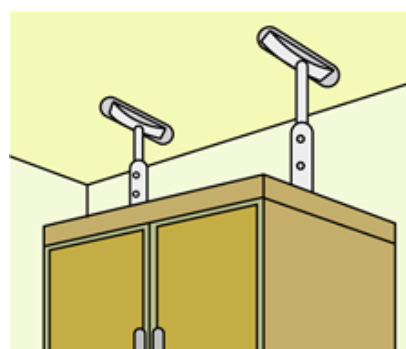


不動王(L型固定式) 2個入り1セット 不二ラテックス(株)製
家具と壁面を粘着テープで固定する器具

つっぱり棒式器具



設置イメージ

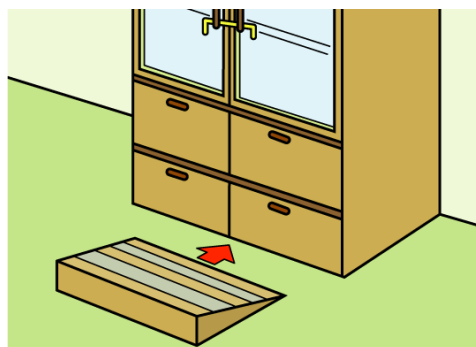


家具転倒防止伸縮棒 2個入り1セット アイリスオーヤマ(株)製
Sサイズ(30 cm~45 cm) / Mサイズ(45 cm~70 cm) の2サイズから選択可
※ストッパー式器具と併せて使用すると、効果がより大きくなる。

ストッパー式器具



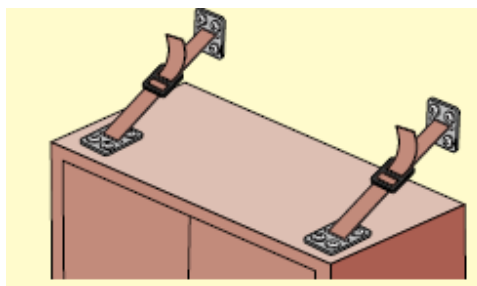
設置イメージ



家具転倒防止安定板 ふんばる君 2本入り1セット 三友化成工業(株)製
家具の前方下部に挟み、家具を壁側に傾けて転倒を防ぐ。(サイズ:90cm)
※つっぱり棒式器具と併せて使用すると、効果がより大きくなる。

ベルト式器具

設置イメージ



鴨居等と家具を器具でねじ止めして、家具を固定する器具



家具固定金具 2個入り1セット
(株)マイスト製



タンスガードII 2個入り1セット
オシザワ(株)製

(2) 事業の申請（申込み）

事業の対象者の方で、家具転倒防止器具の設置を希望される方は、次の2種類の書類を、自主防災組織を通じて提出して下さい。書類の作成にあたり、必要に応じて自主防災組織の方の支援協力をお願いします。

「周南市避難行動支援事業申請書（世帯用）」

「周南市避難行動支援事業に関する同意書」

※器具を取り付ける家が賃貸等の場合は、家屋の所有者または管理者の同意の署名が必要です。（周南市避難行動支援事業申請に関する家屋所有者等の同意書）

自主防災組織の方は、設置を希望される方の上記書類を取りまとめの上、

「周南市避難行動支援事業申請書（自主防災組織用）」と併せて市へ提出して下さい。

なお、避難行動要支援者個人の方から市への直接の申請は受け付けておりません。

※書類の記載方法は7～9ページをご参照ください

申請書類記載例

別記様式第1号(第6条関係)

周南市避難行動支援事業申請書(世帯用)

令和〇年〇月△日

(宛先)周南市長

私は、次の通り周南市避難行動支援事業による家具転倒防止器具の支給・設置を希望します。

申請者	ふりがな	しゅうなん いちろう		生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日〇〇歳	
	氏名	周南 一郎 男		電話番号	〇〇〇〇 - ●● - △△△△ (自宅)	
		女			〇〇〇 - △△△△ - □□□□ (携帯)	
住所	〒 745 - 8655 周南市 岐山通1-1					
支給を希望する器具	<input type="radio"/> L字金具	1	個	L型固定式器具		個
	<input type="radio"/> つっぱり棒式器具	1	個	チェーン式器具		個
	<input type="radio"/> ストッパー式器具	1	個	ベルト式器具		個
※支給を希望する器具に○を記入し、それぞれの個数を記載してください。(1世帯あたり計3個まで) ※同一種類の器具を複数個選択することも可能。 ※器具の詳細については市で作成した周南市家具転倒防止器具設置支援申請の手引きを御確認下さい。						
器具の設置日程を調整する上で、都合の悪い曜日・時間帯が				毎週月曜日午前中は×		
あらかじめ分かる場合は、右欄に記載してください。						
家屋状況等	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 自己所有以外(賃貸等)		※自己所有以外の場合、所有者または管理者の同意が必要です。		
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> マンション・アパート <input type="checkbox"/> 市営住宅 <input type="checkbox"/> その他()				
	器具設置希望場所	<input checked="" type="checkbox"/> 寝室 <input type="checkbox"/> 居間 <input checked="" type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> その他()				
	器具設置を希望する部屋の床・内壁の状況	床 <input type="checkbox"/> 畳 <input checked="" type="checkbox"/> フローリング <input type="checkbox"/> その他()				
	固定する家具等の種類及び数量	洋服ダンス2、食器棚1				
	固定する家具の形・大きさ等	ダンス1  ダンス2  食器棚 				
	記載例 					

※設置作業等を円滑に進めるため、家屋状況等については、できる限り詳しく御記入下さい。

以下は事務局で使用

年度	受付番号	受付日	年月日	受付	審査	備考
----	------	-----	-----	----	----	----

別記様式第2号(第6条関係)

周南市避難行動支援事業申請に関する同意書

- 1 周南市が、事業の決定の審査のため、市で所有している避難行動要支援者名簿等の閲覧を行うこと。
- 2 家具転倒防止器具の取付に、くぎ、ねじ、あて板等を使用すること。
- 3 家具転倒防止器具取付時や取付後、家屋及び家具の破損による損害賠償を市や設置協力者(自主防災組織関係者、防災アドバイザー、設置に協力する防災士等)に対して請求しないこと。
- 4 家具転倒防止器具の取付後の家具の移動、家具転倒防止器具の取り外しは自己の責任で行うこと。
- 5 地震その他の災害により、家具転倒防止器具を取り付けた家具の転倒事故が発生しても、補償等を市や設置協力者に対して請求しないこと。
- 6 自己又は同居している者以外が所有する建物に家具転倒防止器具を取り付ける場合、事前に建物の所有者または管理者の承諾を得ること(下記「周南市避難行動支援事業申請に関する家屋所有者等の同意書」への署名等が必要)。
- 7 申請者の住所、氏名及び電話番号を設置協力者に情報提供すること。

私は、周南市避難行動支援事業申請を行うにあたり、上記条件に同意します。

令和 ○ 年 □ 月 △ 日

申請者氏名	周南 一朗
-------	-------

※家族又は自主防災組織関係者による代筆可

上記署名が代筆の場合、以下に代筆者の住所・氏名等を御記入ください。

代筆者

〒	-	電話番号	-	-
住所				
氏名	続柄			

周南市避難行動支援事業申請に関する家屋所有者等の同意書

上記申請により、家具転倒防止器具を家屋に設置することに同意します。

家屋所有者または管理者

〒	-	電話番号	-	-
住所				
氏名	電話番号			

別記様式第3号(第6条関係)

周南市避難行動支援事業申請書(自主防災組織用)

令和 ○ 年 □ 月 △ 日

(宛先)周南市長

住所 〒 745 - 〇〇〇〇

自主防災組織名 ○〇地区自主防災協議会

代表者氏名 徳山 太郎

次の通り、避難行動支援事業による家具転倒防止器具の設置を希望します。

自主防災組織名	〇〇地区自主防災協議会		
担当者連絡先	住所	〒 745 - 〇〇〇〇 周南市徳山港町1-1	
	氏名	徳山 三郎	電話番号(自宅・携帯) ●●●● - 〇〇 - ××××
事業希望世帯数	〇〇	世帯	〇〇〇 - △△△△ - □□□□
事業希望世帯一覧 ※欄が足りない場合は、別紙に記入			
氏名	住所	氏名	住所
周南 一朗	周南市岐山通1-1		
器具設置を申請する対象者の住所・氏名を記載する			

以下は事務局で記載

年度	受付番号	受付日	年 月 日	受付	決定	備考
----	------	-----	-------	----	----	----

3 家具転倒防止器具の設置

自主防災組織からの申請後、市で事業の実施可否を審査の上、事業の実施が決定すれば、申請のあった自主防災組織宛に「周南市避難行動支援事業実施決定通知書」を送付します。

設置の日程については、申請内容を参考に市で調整し、改めて設置支援を受ける各世帯及び自主防災組織の担当者へ連絡します。

(急遽日程の都合が悪くなった等の場合は、個別に改めて調整します)

器具の設置は、市にあらかじめ登録している設置協力者(防災士:郵便局関係者)が行うか、または、当該自主防災組織で行っていただきます。

器具の設置にかかる費用については、市で負担します。

なお、防災士が設置する際は、極力自主防災組織関係者の方の立会いをお願いします。

(設置時における注意事項)

○設置協力者・事業者の方は、「周南市家具転倒防止器具設置協力者証明書」を携帯し、器具の設置対象者宅へ訪問します。

○家の壁や床、家具等の状況により、当初希望した器具の設置が困難な場合は、別の器具への変更で現場対応します。

いずれの器具でも対応が困難な場合は、器具設置の支援をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

○1度の訪問で設置が難しい場合は、2度目の訪問で器具の設置を行います。

○設置時、作業確認のために器具の設置状況を写真撮影しますので、ご了承ください。

あわせて、設置後に設置を完了した確認として、「周南市避難行動支援事業完了報告書」の署名欄に設置の対象者ご本人の署名を頂きます。

(ご本人の署名が難しい場合は、自主防災組織の方やご家族の代筆でも可能です。)

その他、事業に関して確認事項等がありましたら、周南市防災危機管理課までお問い合わせください。

○事業に関する問い合わせ先

周南市行政管理部防災危機管理課

TEL : 0834-22-8208 / FAX : 0834-22-8806

E-mail : bousaikiki@city.shunan.lg.jp

参考：災害対策基本法（避難行動要支援者関連）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合におい

ては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。